

令和7年度 第1回嘉麻市自治推進委員会(第5期)

令和8年1月23日(金)10:00
嘉麻市稲築本庁舎5F 委員会室3

出席委員(50音・敬称略)

- ☐ 秋吉 俊輔 委員
- ☐ 大田 岱次 委員
- ☐ 大屋 正義 委員
- ☐ 木下 真智子 委員
- ☐ 坂口 清春 委員
- ☐ 西田 浩孝 委員
- ☐ 西村 光昭 委員
- ☐ 守島 慎一 委員

事務局(総合政策課地域活性推進係)

- ☐ 小林課長 ☐ 藤崎課長補佐 ☐ 安陪主査

議事

1. 市長あいさつ
2. 自己紹介
3. 委嘱書交付
4. 会長互選
5. 副会長の指名
6. 諮問
7. 令和6年度「審議会等の会議及び会議録公開制度」・「パブリックコメント制度」の運用状況について
8. 嘉麻市自治基本条例の見直しについて
9. 今後の会議予定について

次回開催予定

8年2月24日(火)13:30 予定

嘉麻市自治推進委員会名簿(第5期)

50音順・敬称略

氏名	職責等	備考
あきよし しゅんすけ 秋吉 俊輔	司法書士・行政書士	
おおた たいじ 大田 岱次	嘉麻商工会議所	
おおや まさよし 大屋 正義	嘉麻市行政区長連合会会長	
きのした まちこ 木下 真智子	嘉麻市PTA連合会	
さかぐち きよはる 坂口 清春	嘉麻市社会福祉協議会	
にしだ ひろたか 西田 浩孝	嘉麻市商工会	
にしむら みつあき 西村 光昭	前嘉麻市自治推進委員(2期～4期)	
もりしま しんいち 守島 慎一	嘉麻市消防団	

○嘉麻市自治推進委員会規則

平成30年6月26日

規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市自治基本条例(平成22年嘉麻市条例第8号。以下「条例」という。)第39条第5項の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程(平成22年嘉麻市告示第131号)に定めるもののほか、嘉麻市自治推進委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 委員会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又はともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

(招集通知)

第4条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第5条 委員会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(部会の設置)

第6条 会長は、条例第38条第2項に規定する委員会の所掌事務のうち、会長が特に認める特定事項の調査及び審議を円滑にするため、部会を設置することができる。

2 前項に規定する部会は、会長が指定する委員をもって組織する。

3 部会の運営に必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(嘉麻市自治推進委員会規則の廃止)

2 嘉麻市自治推進委員会規則(平成22年嘉麻市規則第22号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前旧規則によってした行為は、この規則によるものとみなす。

令和6年度審議会等の会議及び会議録公開状況

番号	審議会等名	会議開催数	会議の公開状況			会議録の公開状況		一部非公開・非公開の理由
			公開	一部非公開	非公開	公開	非公開	
1	嘉麻市地域公共交通会議	4	4	0	0	4	0	
2	嘉麻市嘉穂隣保館運営審議会	1	0	0	1	0	1	個人情報を含むため
3	嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会	2	1	1	0	2	0	個人情報を含むため
4	嘉麻市人権センターあかつき運営審議会	1	0	0	1	0	1	個人情報を含むため
5	嘉麻市介護認定審査会	65	0	0	65	65	0	個人情報を含むため
6	嘉麻市行政経営推進審議会	4	4	0	0	4	0	
7	嘉麻市いじめ問題対策推進協議会	2	0	2	0	2	0	個人情報を含むため
8	嘉麻市子ども施策審議会	9	9	0	0	9	0	
9	嘉麻市スポーツ推進審議会	2	2	0	0	2	0	
10	嘉麻市中小企業振興審議会	3	3	0	0	3	0	
11	嘉麻市防災会議	1	1	0	0	1	0	
12	嘉麻市地域包括支援センター運営協議会	2	2	0	0	2	0	
13	嘉麻市公民館運営審議会	3	3	0	0	3	0	
14	嘉麻市立図書館協議会	3	3	0	0	3	0	
15	嘉麻市立織田廣喜美術館運営協議会	3	3	0	0	3	0	
16	嘉麻市文化財保護審議会	2	2	0	0	2	0	
17	嘉麻市社会教育委員会議	2	2	0	0	2	0	
18	嘉麻市デジタル推進協議会	4	4	0	0	4	0	
19	嘉麻市総合教育会議	2	2	0	0	2	0	
20	嘉麻市まち・ひと・しごと創生推進会議	4	4	0	0	4	0	
21	嘉麻市農業振興地域整備促進協議会	1	1	0	0	1	0	
22	嘉麻市食料・農村政策審議会	1	1	0	0	1	0	
23	嘉麻市障がい者施策推進協議会	1	1	0	0	1	0	
24	嘉麻市地域福祉計画策定委員会	1	1	0	0	1	0	
25	嘉麻市の国民健康保険事業の運営に関する協議会	3	3	0	0	3	0	
26	嘉麻市学校給食運営審議会	1	1	0	0	1	0	
27	嘉麻市学力向上推進プロジェクト協議会	2	2	0	0	2	0	
28	嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会	1	1	0	0	1	0	
29	嘉麻市男女共同参画審議会	5	5	0	0	5	0	
30	嘉麻市自殺対策連携協議会	1	1	0	0	1	0	
31	嘉麻市健康づくり推進協議会	1	1	0	0	1	0	
32	嘉麻市政治倫理審査会	6	6	0	0	6	0	
33	嘉麻市空き家対策協議会	1	0	1	0	1	0	個人情報を含むため
34	嘉麻市公の施設指定管理者審査委員会	3	0	0	3	3	0	個人情報、企業情報を含むため
35	嘉麻市障がい者自立支援審査会	12	0	0	12	12	0	個人情報を含むため
36	嘉麻市民生委員推薦会	3	0	0	3	3	0	個人情報を含むため
37	嘉麻市発達支援連携協議会	1	0	0	1	0	1	個人情報を含むため
38	嘉麻市予防接種健康被害調査委員会	2	0	0	2	0	2	個人情報を含むため
39	嘉麻市奨学資金貸付審議会	2	0	0	2	0	2	個人情報を含むため
40	嘉麻市就学指導委員会	4	0	0	4	0	4	個人情報を含むため
41	嘉麻市行政不服審査会	2	0	0	2	0	2	個人情報を含むため
計		173	73	4	96	160	13	

令和6年度パブリックコメント実施状況

施策名	第4次嘉麻市行政改革実施計画(目標値等の改定)	嘉麻市上山田住民ホール条例廃止について	嘉麻市社会体育施設条例の一部を改正する条例(案)
所管課	財政課	生涯学習課	スポーツ推進課
実施期間	令和7年1月20日～令和7年2月19日	令和6年12月16日～令和7年1月17日	令和6年12月3日～令和7年1月6日
提出者数(人)	0	0	1
意見数(件)	0	0	1
意見を受け 修正した数(件)	0	0	0
実施しなかった 施策等の名称	—	—	—
実施しなかった 理由	—	—	—
施策名	「嘉麻市人口ビジョン・嘉麻市デジタル田園都市構想総合戦略(素案)」	嘉麻市ワンヘルス推進基本計画及び実施計画	
所管課	総合政策課	環境課	
実施期間	令和7年1月14日～令和7年2月14日	令和6年10月21日～令和6年11月20日	
提出者数(人)	0	0	
意見数(件)	0	0	
意見を受け 修正した数(件)	0	0	
実施しなかった 施策等の名称	—	—	
実施しなかった 理由	—	—	

○嘉麻市自治基本条例

平成22年6月29日

条例第8号

改正 平成30年6月26日 条例第31号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 基本原則

第1節 基本理念(第4条)

第2節 基本原則(第5条—第8条)

第3章 市民の権利及び責務(第9条—第11条)

第4章 議会の役割及び責務(第12条—第14条)

第5章 市長等の役割及び責務(第15条—第18条)

第6章 情報の共有等(第19条—第22条)

第7章 参画及び協働(第23条—第28条)

第8章 コミュニティ(第29条—第31条)

第9章 住民投票(第32条・第33条)

第10章 国その他の機関との連携(第34条—第36条)

第11章 条例の見直し等(第37条—第39条)

附則

嘉麻市は、福岡県のほぼ中央に位置し、遠賀川の源流を抱く山々の美しい自然に恵まれ、古くから豊かな穀倉地帯を形成し、農業を基幹産業とする地域として今日に至っています。また、明治中期以降は、筑豊炭田の一角として、日本の産業エネルギーを支えてきた歴史を有しています。

地方分権が進展する今日、私たちは、多様で個性豊かな地域社会をつくるため、市民一人ひとりが自ら考え、自ら決め、そして自ら責任をもって市政に参画し、互いに協力して、先人から受け継いだ豊かな自然環境や歴史、文化を尊び、次の世代を担う子どもたちへ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、市民が自治の主体であることを基本とし、情報を共有し、互いの立場を尊重し、知恵と力を出し合い、一体となって協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした認識のもと、市民が主体となった自治の実現を図るための基本となる理念や原則を明らかにするとともに、市民の市政への参画と協働などを定め、すべての人権が尊重され、豊かで活力ある嘉麻市を築いていくために、嘉麻市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、嘉麻市の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに議会、市長等の役割及び責務を定め、市民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、嘉麻市の自治の基本を定める最高規範であり、市民、議会及び市長等は、これを最大限尊重しなければならない。

2 議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う団体等をいう。

(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。

(3) 参画 市民が市の政策の立案、実施、評価に至る過程に主体的に参加することをいう。

- (4) 協働 市民、議会及び市長等が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重し、対等な立場で連携、協力し合うことをいう。

第2章 基本原則

第1節 基本理念

(基本理念)

第4条 自治の主体は、市民であることを基本とする。

- 2 市政は、主権を有する市民の信託によるものであり、議会及び市長は、その信託に応えるものとする。

第2節 基本原則

(市民自治の原則)

第5条 市民、議会及び市長等は、市民一人ひとりが自治の担い手として、自覚と責任をもって互いの人権を尊重し、男女がともに社会の対等な構成員として、その個性や能力を発揮できるよう、市民主体の自治を推進するものとする。

(情報共有の原則)

第6条 市民、議会及び市長等は、互いに保有する市政に関する情報を共有するものとする。

(協働の原則)

第7条 市民、議会及び市長等は、協働して市民主体の自治を推進するものとする。

(公正、公平の原則)

第8条 議会及び市長等は、市民の信託に基づき、公正かつ公平な市政を行うものとする。

第3章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第9条 市民は、互いに対等な立場で市政に参画する権利を有する。

- 2 市民は、市の保有する情報を知る権利を有する。
3 市民は、良好な環境の中で安全で安心して暮らす権利を有する。

(市民の責務)

第10条 市民は、自治の主体であることを認識し、市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

- 2 市民は、まちづくりにおいて互いの意思を尊重し、連携するものとする。
3 市民は、行政サービスに係る負担を分任するものとする。

(事業者等の責務)

第11条 市内において事業を行う者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、健全な事業活動において、自然環境などに配慮するとともに、地域の公益的活動に寄与するよう努めるものとする。

第4章 議会の役割及び責務

(議会の役割及び責務)

第12条 議会は、市民の代表機関であることを常に認識し、法令に定める権限を行使するとともに、独自の政策立案や政策提言を積極的に行わなければならない。

(開かれた議会運営)

第13条 議会は、議会及び議員の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、委員会等公式な会議を原則公開するとともに、市民が議会の活動に参加できるような措置を講じなければならない。
3 議会は、市民の意見を最大限尊重し、政策の形成に反映させるとともに、市民主体の自治を推進しなければならない。

(議員の責務)

第14条 議員は、市民全体の福祉の向上の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 議員は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、常に自己研鑽に努め、政治倫理を確立することにより、市民の信頼を得るよう努めなければならない。

第5章 市長等の役割及び責務

(市長の責務)

- 第15条 市長は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政運営を行うとともに、市民主体の自治を推進しなければならない。
- 2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、毎年度、行財政運営の基本方針を定め、市民及び議会に説明し、かつ、その達成状況を公表しなければならない。
 - 3 市長は、施策、事務事業の再編及び活性化のため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長は、第三者による外部評価を取り入れるものとする。
 - 4 市長は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、施策に反映させなければならない。
 - 5 市長は、市民が安全で安心して暮らせるよう、市民の権利を擁護し、その生命及び財産を守らなければならない。
 - 6 市長は、職員を指揮監督し、その能力を評価したうえで適正に配置するとともに、人材の育成を図らなければならない。
 - 7 市長は、就任に当たっては、この条例の理念の実現のために職務を執行することを宣誓しなければならない。

(市の役割及び責務)

第16条 市は、市民にわかりやすく行政サービスを提供しなければならない。

- 2 市は、効率的に事務事業を実施し、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めなければならない。
- 3 市は、簡素で市民にわかりやすい組織編成を行い、必要に応じてその見直しに努めなければならない。
- 4 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

(職員の責務)

第17条 職員は、政策能力の向上のため、常に自己研鑽に努めるとともに、市民の視点に立って公正、誠実かつ迅速に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令、条例等を遵守しなければならない。

(審議会等の運営)

第18条 市長等は、市の執行機関に設置する審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。以下同じ。)の委員を選任するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の審議会等の委員に就任することのないように努めなければならない。

- 2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。
- 3 前項に規定する審議会等の会議及び会議録の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)

第6章 情報の共有等

(情報公開及び情報提供)

第19条 議会及び市長等は、公正で開かれた市政の実現のため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を積極的に公開しなければならない。

- 2 議会及び市長等は、市政に関する情報について、速やかに、かつ、わかりやすく、市民に提供しなければならない。

(説明責任及び応答責任)

第20条 議会及び市長等は、政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果、手続、費用等について、市民にわかりやすく説明しなければならない。

- 2 議会及び市長等は、市民から市政に関する意見、要望及び苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに応答しなければならない。

(個人情報保護)

第21条 議会及び市長等は、個人の権利利益の保護のため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報適正に取り扱わなければならない。

(救済機関等)

第22条 市長は、公平かつ誠実な市政運営を確保するため、市政に関する市民の意見、要望、苦情及び市民の不利益等の救済に対応するための適正な機関の設置等必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第7章 参画及び協働

(市民参画の推進)

第23条 市長等は、多様な制度を設け、施策を講じることにより、市民参画を推進しなければならない。

2 市長等は、市民が参画しないことによって不利益を受けることがないように、配慮しなければならない。

(男女共同参画の推進)

第24条 市民、議会及び市長等は、男女が互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮することができるよう、男女共同参画を推進しなければならない。

(子どもの参画の推進)

第25条 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民、議会及び市長等は、子どものまちづくりへの参画を推進しなければならない。

(参画の対象)

第26条 市長等は、政策の形成及びその実施過程への市民の参画を保障するため、次に掲げるもののうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 計画の策定、変更又は廃止

(2) 条例の制定、改正又は廃止

(3) 施策の実施、変更又は廃止

(参画の方法)

第27条 市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法により実施するものとする。

2 前項の規定により、市民に意見を求める場合における必要な事項は、別に定める。

(協働の推進)

第28条 市民、議会及び市長等は、それぞれの役割と責任に基づき、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりを推進しなければならない。

第8章 コミュニティ

(コミュニティ活動の尊重)

第29条 市長等は、市民が地域の課題に主体的に取り組むことを目的として形成された団体の活動(以下「コミュニティ活動」という。)の自主性及び自立性を尊重しながら、政策の形成及び施策を行わなければならない。

(コミュニティ活動の支援)

第30条 市長等は、コミュニティ活動に対し、必要に応じて支援を行うとともに、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。

(学校と地域との連携協力)

第31条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

第9章 住民投票

(住民投票の実施)

第32条 市長は、市政に関わる重要事項について、広く市民の意思を把握するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとする。

- 3 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

第33条 嘉麻市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市政に関わる重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票の請求をすることができる。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を附けてこれを議会に付議しなければならない。
- 3 議員は、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができる。
- 4 市長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。
- 5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が3分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

第10章 国その他の機関との連携

(国及び県との連携協力)

第34条 市は、国及び県と対等、協力の関係にあることを踏まえ、自らの公共課題の解決を図るとともに、市の自主的、自立的運営のために必要があるときは、国及び県に対して政策及び制度の改善等に関する意見、提案等を行うものとする。

(他の地方公共団体及び関係機関との関係)

第35条 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を尊重し、互いに連携し、協力して解決に当たるものとする。

(市外の人々との交流)

第36条 市民、議会及び市長等は、市外の人々とも積極的に情報交換をしながら交流を深め、その人々の知恵と意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

第11章 条例の見直し等

(条例の検討及び見直し)

第37条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念及び社会情勢に適合したものであるかどうかを検討するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

(自治推進委員会の設置)

第38条 市長は、この条例の趣旨に沿った自治の推進を図るため、法第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) この条例の運用及び見直しに関する事項
- (2) その他自治の推進に関し、市長が特に必要と認める事項

- 3 前項に定めるもののほか、委員会は、この条例の適正な運用及び見直しに関し、市長に意見を述べるることができる。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)

(委員会の組織等)

第39条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地方自治に識見を有する者 3人以内
- (2) 公共的団体等が推薦する者 3人以内
- (3) 市民からの公募による者 6人以内

- 3 委員会の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 委員が、委嘱されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

- 5 その他委員会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成30年条例31号〕)

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成22年12月規則第21号で、同22年12月28日から施行)

附 則(平成30年6月26日条例第31号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

嘉麻市自治基本条例（解説）

嘉麻市は、福岡県のほぼ中央に位置し、遠賀川の源流を抱く山々の美しい自然に恵まれ、古くから豊かな穀倉地帯を形成し、農業を基幹産業とする地域として今日に至っています。また、明治中期以降は、筑豊炭田の一角として、日本の産業エネルギーを支えてきた歴史を有しています。

地方分権が進展する今日、私たちは、多様で個性豊かな地域社会をつくるため、市民一人ひとりが自ら考え、自ら決め、そして自ら責任をもって市政に参画し、互いに協力して、先人から受け継いだ豊かな自然環境や歴史、文化を尊び、次の世代を担う子どもたちへ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、市民が自治の主体であることを基本とし、情報を共有し、互いの立場を尊重し、知恵と力を出し合い、一体となって協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした認識のもと、市民が主体となった自治の実現を図るための基本となる理念や原則を明らかにするとともに、市民の市政への参画と協働などを定め、すべての人権が尊重され、豊かで活力ある嘉麻市を築いていくために、嘉麻市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例の制定に当たって、条例制定の由来、目的、決意などを明らかにし、本条例で規定する全般的な自治の方向性などを謳ったものです。

また、条文形式でないことから親しみやすい表現とするため「ですます調」で表現しています。

第1段落は、嘉麻市の地理的概要や歴史を明らかにしています。

第2段落は、条例制定の背景として、地方分権時代における、市民主体の自治の重要性を明らかにしています。地方分権とは、これまでの日本全国どこでも同じ行政サービスを受けられるという、中央省庁主導の縦割りの画一的な行政システムから、地方が抱える問題は、市民の意思と選択に基づいて解決し、地方自らが創意工夫を行えるような行政システムへと転換を図ろうとするものです。

第3段落は、前段の背景、重要性を踏まえて、市民、議会、市（市長及び市のすべての執行機関）の三者が情報を共有し、協働することの必要性を述べています。

第4段落は、前段までの考え方から市民が主体となった自治を実現するため自治基本条例を制定することを宣言しています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、嘉麻市の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに議会、市長等の役割及び責務を定め、市民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。

【解説】

目的規定は、この条例が何を目指しているか理解できるようにするとともに、条例に規定する内容を明らかにするものです。

この条例では、嘉麻市における自治の考え方（基本理念）やその進め方（基本原則）を明らか

にし、市民、議会、市長等の役割や責務などを定め、豊かで活力のある嘉麻市を実現するため、市民が主体の自治の実現を図ることを目的としています。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、嘉麻市の自治の基本を定める最高規範であり、市民、議会及び市長等は、これを最大限尊重しなければならない。

2 議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

【解説】

分権型社会における、自治体運営の基本的な設計図が自治基本条例であること。また、市民は自治体に信託し、自治体は主権者たる市民の信託に応える。その契約内容を明確にしたのが自治基本条例であることから、一般的に自治基本条例の位置付けとして、最高規範として位置づけている自治体が多い。日本国憲法では、憲法98条で「他の法律はこれを侵してはならない」と明確に最高規範性を謳っていますが、自治基本条例は、実際は他の条例と同じで一つの条例に過ぎません。しかし、内容は自治の基本を定めるものであることから、嘉麻市においても最高規範として位置づけ、実質的に他の条例を規律する上位条例と捉えられ、本条例の趣旨を尊重して他の条例、規則等の制定改廃等を行なうことを規定したものです。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内において事業又は活動を行う団体等をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。
- (3) 参画 市民が市の政策の立案、実施、評価に至る過程に主体的に参加することをいう。
- (4) 協働 市民、議会及び市長等が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重し、対等な立場で連携、協力し合うことをいう。

【解説】

この条例において再三登場し、また、中心的な用語である「市民」、「市長等」、「参画」及び「協働」について、定義したものです。

第1号（市民）

「市民」とは、市内に住所を持つ人、住所はないが実際に居住する人、他の市町村から市内に勤務又は通学する人、市内に事務所を有する法人や団体（自然人のみならず、法人や団体についても市民として定義しました。）など、地方自治法に定める住民（市内に住所を有する者）のほか、目的を持って嘉麻市を生活の場としているものを、自治を担う市民として広く捉えています。地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけではなく、嘉麻市という地域社会における幅広い人々が協働していくことの必要性があるとの認識に基づくものです。

第2号（市長等）

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者を総称して、市長等とします。

第3号（参画）

男女共同参画など、「参画」という言葉がよく使用されるようになっていますが、「参加」と「参画」の違いは、「参加」とは、決まった事に形式的に加わることをいい、「参画」とは、企画立案の意思決定過程の段階から主体的に参加することをいいます。「参画」は、意思決定過程において、積極的に計画立案に入っていくということが自治基本条例の趣旨からも参画の姿であり、例えば、審議会等の委員となって発言するなど、市の政策形成及びその実施過程において市民が主体的に関わることをいいます。

第4号（協働）

「協働」は、市民、議会及び市長等が、まちづくりという共通課題において、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重し、対等な立場で連携、協力し合うことによって、その課題を解決し、目的を実現することをいいます。

第2章 基本原則

第1節 基本理念

（基本理念）

第4条 自治の主体は、市民であることを基本とする。

2 市政は、主権を有する市民の信託によるものであり、議会及び市長は、その信託に応えるものとする。

【解説】

基本理念は、嘉麻市における自治（地方自治）の基本的な考え方を示すもので、第1項に、自治の主体は、市民であるという市民主権を基本とすることを規定したものです。第2項では、自治の主体は、市民ではあるが、市民には実際に市政運営ができないので、それを実現する手段としての信託論を述べたもので、選挙によって市政運営を任された議会や市長は、その信託に応えるということを規定したものです。

第2節 基本原則

（市民自治の原則）

第5条 市民、議会及び市長等は、市民一人ひとりが自治の担い手として、自覚と責任をもって互いの人権を尊重し、男女がともに社会の対等な構成員として、その個性や能力を発揮できるよう、市民主体の自治を推進するものとする。

（情報共有の原則）

第6条 市民、議会及び市長等は、互いに保有する市政に関する情報を共有するものとする。

（協働の原則）

第7条 市民、議会及び市長等は、協働して市民主体の自治を推進するものとする。

（公正、公平の原則）

第8条 議会及び市長等は、市民の信託に基づき、公正かつ公平な市政を行うものとする。

【趣旨】

基本原則を規定した第5条から第8条までは、基本理念を推し進め、実現するために特に必要な4つの原則を定めたものです。

第5条（市民自治の原則）

自治の主体は、市民であるとの基本理念に基づき、自治の主体である市民が自治を推進するための原則を定めたものです。

第6条（情報共有の原則）

自治の主体である市民、議会及び市長等それぞれが、情報の発信者、受信者となり得るので、市政運営に関する情報をこの三者で共有することが、市民参画や市民との協働の前提となることから、ここで規定したものです。

第7条（協働の原則）

市や地域の公共的課題を解決していくために、市民、議会及び市長等の三者が、それぞれの役割を分担し、対等な立場で連携、協力、協調してまちづくりに取り組み、自治を推進することを規定したものです。

第8条（公正、公平の原則）

議会や市長等は、自治の主体である市民から市政運営を信託されたものであることを充分認識するとともに、公正かつ公平な市政運営を行なうことを規定したものです。

第3章 市民の権利及び責務

（市民の権利）

第9条 市民は、互いに対等な立場で市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市の保有する情報を知る権利を有する。

3 市民は、良好な環境の中で安全で安心して暮らす権利を有する。

【解説】

本条は、市民の自治に関わる権利として、市民の主体的あるいは積極的な関わりを担保するために、あらためて強調すべきことについて規定したものです。

第1項は、市民自治の推進という観点では、参画は市民の必要不可欠の権利といえます。「互いに対等な立場で」とは、性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず市民は対等であり、だれでも市政に参画する権利を有することを規定したものです。

第2項は、市政への参画の前提となるのが、市の情報を知ることであるので、ここで権利として規定したものです。

第3項は、憲法において、国民の平和的生存権が規定されていますが、地方自治においては、その趣旨を踏まえ、より身近な安全で安心して暮らすことを市民の権利として規定したものです。

（市民の責務）

第10条 市民は、自治の主体であることを認識し、市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

2 市民は、まちづくりにおいて互いの意思を尊重し、連携するものとする。

3 市民は、行政サービスに係る負担を分任するものとする。

【解説】

本条は、第9条の権利を行使するに当たって努めるべきことを定めており、強制や罰則を伴うものではありません。

第1項は、市民は、自治の主体として、市政へ参画する権利を行使するに当たっては、自らの発言、決定や行動に責任を持つべきという責務を定めたものです。

第2項は、第9条第1項の市政に参画する権利を行使するに当たって、市民が互いの意思を尊重して連携することを責務として規定したものです。

第3項は、市民は、行政サービスを受ける権利を有する一方で、その提供を受けるに当たっては、負担を負うことを責務として定めたものです。

行政サービスとは、市が市民を対象として実施する全ての事業を包括的に示すものであり、地方自治法第10条第2項では「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と定めています。役務の提供と負担の分任は自治制度の根幹となるものであり、ここで確認的な意味も込めあらためて規定します。「行政サービスに係る負担の分任」は、納税の義務に限定されるものではなく、地域社会を維持していくために市民全体で負担を共有し合うことを意味します。ここでいう「負担」とは、税や使用料、手数料など経済的な負担だけではなく、防犯活動や清掃活動など、地域において市民が主体的に取り組む活動等も広い意味では負担として捉えることができ、様々な負担を包括的に含むものとします。また、「分任」とは、個々のサービスの提供に対応する負担を個々に負うことを意味するものではなく、誰もが安心して快適に暮らしていける地域社会を維持していくために、必要な負担を市民全体で分かち合うことを意味します。

(事業者等の責務)

第11条 市内において事業を行う者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、健全な事業活動において、自然環境などに配慮するとともに、地域の公益的活動に寄与するよう努めるものとする。

【解説】

市内において事業を行う者は、第3条の定義規定によって、市民として位置づけられ、第9条における市民の権利及び第10条における市民の責務を有しますが、特に市内において事業を行う者は地域社会を構成する一員として、市民としての責務を担うほかに、法令遵守の徹底、環境の保全など地域社会への貢献等の社会的責任を重視し、地域のまちづくりに貢献していく責務を確認しておくことが必要であるため、本条で、その責務について規定したものです。

第4章 議会の役割及び責務

(議会の役割及び責務)

第12条 議会は、市民の代表機関であることを常に認識し、法令に定める権限を行使するとともに、独自の政策立案や政策提言を積極的に行わなければならない。

【解説】

議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、市長から提案された予算や条例などについて審議し、市政の運営を決定するところから、議決機関と呼ばれています。議会には議決権（条例の制定や改正、廃止、予算などを決める。）のほか、意見書提出権（市の公益に関することにつ

いて国や県等の関係機関、国会等に意見書を提出する。)、調査権・検査権(市政が正しく行われているかどうか、書類の検査や実態の調査を行う。)、同意権(市長が主要人事(副市長・教育委員等)を選任(任命)しようとするときに、同意するかどうかを決める。)などの権限があります。しかし、法令上規定してあるものは規定せず、「法令に定める権限を行使するとともに」と表現しました。

本条では、これからの地方分権に対応して、自治の確立を図るため、積極的な法務政策が求められており、議会が条例議案の提出など立法、政策形成機能を強化し、積極的に活用することを規定したものです。

(開かれた議会運営)

第13条 議会は、議会及び議員の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、委員会等公式な会議を原則公開するとともに、市民が議会の活動に参加できるような措置を講じなければならない。

3 議会は、市民の意見を最大限尊重し、政策の形成に反映させるとともに、市民主体の自治を推進しなければならない。

【解説】

議会は、情報公開の徹底、委員会等の公開などにより、開かれた議会運営を行なうことが求められています。

第1項は、議会は、情報公開の徹底を図ることにより透明性を確保すること。また、信託を受けた市民への説明責任を果たし、信頼関係を構築することを規定したものです。

第2項は、議会の会議については、法令等の規定により、公開とされていますが、秘密会とすることが出来ることから原則と表現しています。また、法令等に基づく公聴会制度(公聴会制度とは特定の事項について利害関係者や学識経験者などから参考のため意見を聴くためのもの)などを活用し、議会活動への市民参加を推進することを規定しています。

第3項は、広く市民の意見を聴き、それを議会の機能の発揮に適切に反映することによって、基本理念に規定した市民自治の推進を図ることを定めたものです。

(議員の責務)

第14条 議員は、市民全体の福祉の向上の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、常に自己研鑽に努め、政治倫理を確立することにより、市民の信頼を得るよう努めなければならない。

【解説】

市民の代表である議員について、当該議員によって構成される議事・議決機関としての議会の責務と別に、議員個人として果たすべき責務を規定したものです。

第1項は、議員は、自治の主体である市民の生活、福祉の向上を図ることを最重要課題として、職務を遂行すること定めたものです。

第2項は、議員は、その職、地位が自治の主体である市民の信託によるものであり、市民の代

表として自己の見識を高め、政治倫理を確立することで市民の信頼を得るよう規定したものです。

第5章 市長等の役割及び責務

(市長の責務)

- 第15条 市長は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政運営を行うとともに、市民主体の自治を推進しなければならない。
- 2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、毎年度、行財政運営の基本方針を定め、市民及び議会に説明し、かつ、その達成状況を公表しなければならない。
 - 3 市長は、施策、事務事業の再編及び活性化のため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長は、第三者による外部評価を取り入れるものとする。
 - 4 市長は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、施策に反映させなければならない。
 - 5 市長は、市民が安全で安心して暮らせるよう、市民の権利を擁護し、その生命及び財産を守らなければならない。
 - 6 市長は、職員を指揮監督し、その能力を評価したうえで適正に配置するとともに、人材の育成を図らなければならない。
 - 7 市長は、就任に当たっては、この条例の理念の実現のために職務を執行することを宣誓しなければならない。

【解説】

市長は、市民から選挙によって選ばれた市の代表という地位にあつて、市政を運営するために必要な予算や条例などを議案として議会に提案し、議会の決定を受けて市政を行っています。市長はこの議会の決定に基づいて市政を運営することから執行機関と呼ばれており、市長には統轄代表権（市の事務全般を代表することや、議案を提出することなど）や事務の管理執行権（事務の執行や職員の任免、内部組織の編成することなど）などがあります。しかし、法令上規定してあるものは規定せず、市の代表者として、市民の信託に応えるために特に必要な責務について規定したものです。

第1項は、市長は、選挙によってその職を信託されたものであることから、その信託に応じて市政運営を行ない、自治の主体である市民のために、自治を推進することを責務として規定したものです。

第2項は、地方財政法第2条に「地方自治体は、その財政の健全な運営に努めること」と地方財政運営の基本が規定されていますが、健全な財政運営に努めることは勿論、年度ごとに行財政運営の基本方針（施政方針、予算・決算等）を定め、市民と議会に対して、説明責任と報告義務について定めたものです。

第3項は、政策・施策、事務事業の目的やその必要性を分かりやすく示し、効率的な市政運営を図るために、行政評価の制度を構築し、実施することを規定したものです。また、この場合には、評価の客観性を担保するため、第三者による外部評価について規定したものです。効率的な市政運営を図るためには、計画、実行、評価、改善のサイクルで事業を見直していくことが重要です。行政評価とは、行政が実施している政策、施策や事務事業について、成果指標等を用いて

妥当性、有効性、効率性を評価することであり、行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすことによって政策の質的向上を図るための行財政改革の一手法です。

第4項は、前項の結果について、市民への公表、意見聴取、更には、その意見を施策に反映することについて規定したものです。

第5項は、市長は、国や都道府県と違って、警察権力を保持しませんが、ここでは、火災、地震などの災害や防犯等の観点から、市民の生命、財産を守ることを規定したものです。

第6項は、職員の指揮監督については地方自治法第154条に規定されていますが、本項ではその趣旨を踏まえ規定したものです。また、市長は職員の能力を適正に評価し、適正な配置を行うとともに、人材育成を図ることにより、効率的で効果的な市政運営を行うことを規定したものです。

第7項は、市長は、選挙後における就任に当たって、議会の本会議において、この条例の理念である市民主体の自治の実現のため、宣誓を行なうことを規定したものです。

(市の役割及び責務)

第16条 市は、市民にわかりやすく行政サービスを提供しなければならない。

2 市は、効率的に事務事業を実施し、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めなければならない。

3 市は、簡素で市民にわかりやすい組織編成を行い、必要に応じてその見直しに努めなければならない。

4 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

【解説】

ここで規定する市とは、市長部局、各種行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）及び水道事業管理者を指し、執行機関全体に通ずる役割責務、どのように行政運営を進めるべきかを規定したものです。

現在の地方分権時代に対応できる市政運営で、分かりやすい市政運営、効率的な市政運営について規定しています。

第1項は、自治の主体は、市民であるという視点から、行政が発信する文書や各種施策などについて、市民に分かりやすく提供することを規定したものです。

第2項は、地方自治法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とあり、この規定を引用したもので、事務事業を実施する上で、特に重要である費用対効果に努めることについて規定したものです。

第3項は、市の組織としては、効率的に職務を遂行できるよう簡素で、市民の立場に立って分かりやすい組織を編成することを規定しています。また、多様な行政課題に対応し解決を図ること、社会情勢等の変化に対応することが重要であり、必要に応じて見直しを行なうことを規定したものです。

第4項は、前条第6項と同様、効率的で効果的な市政運営を行うために、執行機関全体においても、有能な職員の任用、適材適所の人事配置、効果的な人材育成、適切な人事評価を行い、職員と組織の能力が最大限に発揮されるように努めることを規定したものです。

(職員の責務)

第17条 職員は、政策能力の向上のため、常に自己研鑽に努めるとともに、市民の視点に立って公正、誠実かつ迅速に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令、条例等を遵守しなければならない。

【解説】

地方公務員法には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と職員のサービスの根本基準が定められ、サービスの宣誓を義務づけるとともに、法令遵守義務などの公務員としての基本的な義務が規定されていますが、ここでは、市長の補助機関として市政運営の実務に携わる職員について、地方分権時代における、職員の職務遂行上の責務を明らかにするために規定したものです。

第1項は、職員は、職務に臨む姿勢や資質の向上が求められており、職務に関する技術を磨き、新たな能力開発に自発的に取り組むことを規定したものです。

また、職務遂行に当たっては、市民の視点に立って公正、誠実かつ迅速に職務を遂行することが重要であり、常にそれを意識して行なうため規定したものです。

第2項は、地方公務員法において、職員は法令、条例及びその他の規則等を遵守することが義務づけられていますが、職員の法令遵守について特に重要であることから、あらためて規定したものです。

(審議会等の運営)

第18条 市長等は、市の執行機関に設置する審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。以下同じ。）の委員を選任するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の審議会等の委員に就任することのないように努めなければならない。

2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

3 前項に規定する審議会等の会議及び会議録の公開に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

審議会等とは、法律又は条例の定めるところにより、市の執行機関の附属機関として設置された、自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいいます。審議会等への市民参加は市の政策決定あるいは条例策定に大きな役割を果たすものであり、ここでは市民委員の公募原則、会議及び会議録の公開について規定するものです。

第1項は、審議会等の構成員を選任する場合は、設置目的等に応じて委員を公募するとともに、委員の構成については、男女の比率や年齢構成、選出区分が著しく偏らないように配慮することとしています。また、幅広い市民の意見を反映させるためにも、同一の委員が長期にわたって就任したり、同じ時期に多数の審議会等の委員に就任したりしないよう努めることとしています。

なお、市では既に「嘉麻市附属機関等の委員の委嘱基準に関する規程」において、委員構成における男女の比率や公募原則などを規定しています。

第2項は、審議会等の会議及び会議録を公開することにより、透明かつ公正な会議運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、開かれた市政の実現を推進するため規定するものです。ただし、法令等で公開できないことが定められたもの、個人のプライバシーに関わるものは非公開とするため、「原則として」と表現しています。

第3項は、前項に定める会議及び会議録の公開について、別に定めることを明らかにしたものです。【嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程】

第6章 情報の共有等

(情報公開及び情報提供)

第19条 議会及び市長等は、公正で開かれた市政の実現のため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を積極的に公開しなければならない。

2 議会及び市長等は、市政に関する情報について、速やかに、かつ、わかりやすく、市民に提供しなければならない。

【解説】

市民参画、協働を推進するためには、情報共有は非常に重要な項目であり、また、この条例の基本原則の一つであることから、ここで改めて情報の公開及び提供について規定したものです。

第1項は、「嘉麻市情報公開条例」の規定に基づく情報の公開について、ここでその趣旨を明らかにしたものです。

第2項は、情報公開は、原則的に請求に基づく行為ですが、ここでは、請求の有無に関わらず、議会及び市長等が、市民が市政への関心や参画の意欲を高めることができるよう、様々な媒体を活用して市政運営に関する情報を、速やかに、かつ、わかりやすく提供すること規定したものです。

(説明責任及び応答責任)

第20条 議会及び市長等は、政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果、手続き、費用等について、市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 議会及び市長等は、市民から市政に関する意見、要望及び苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに応答しなければならない。

【解説】

本条は、議会及び市長等と市民との相互の信頼感を醸成することにより、市民参画と協働を推進し、政策形成過程における透明性を高めるため、説明・応答責任について規定したものです。

第1項は、議会及び市長等に、説明責任を負うことを定めたものです。説明の時期については、政策形成過程における透明性を確保するため、政策の決定後ではなく立案の段階から説明し、実施・評価それぞれの過程に対応して説明しなければならないことを規定しています。また、その経過や内容だけではなく効果等についても分析し、政策とそれに基づく施策・事業の必要性が市民に十分理解されるよう、わかりやすい表現で説明するものとします。

第2項は、前項の規定に基づく、意見、要望等があったときに事実関係を調査し、応答する責

任を定めたものです。

(個人情報の保護)

第21条 議会及び市長等は、個人の権利利益の保護のため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

【解説】

個人情報の保護は、この章の情報の共有とは目的を異にしますが、知る権利とプライバシー等を守る義務は、表裏一体の密接な関係であります。議会及び市長等は、嘉麻市個人情報保護条例の定義規定における実施機関であり、個人のプライバシー保護等の観点から、その取り扱いについて規定したものです。

(救済機関等)

第22条 市長は、公平かつ誠実な市政運営を確保するため、市政に関する市民の意見、要望、苦情及び市民の不利益等の救済に対応するための適正な機関の設置等必要な措置を講じるよう努めなければならない。

【解説】

現行制度上、市民の不利益の救済制度としては行政不服審査制度や行政訴訟制度がありますが、本条では、市政運営に関する苦情等を適切かつ迅速に処理するとともに、市民の不利益処分を救済するため、救済機関（オンブズパーソン）の設置など、嘉麻市の実情に応じ、必要な措置に努めることについて定めたものです。

第7章 参画及び協働

(市民参画の推進)

第23条 市長等は、多様な制度を設け、施策を講じることにより、市民参画を推進しなければならない。

2 市長等は、市民が参画しないことによって不利益を受けることがないように、配慮しなければならない。

【解説】

市民参画、協働は、市民が自治の主体であるという基本理念を実現するための最も重要な項目であり、第9条の市民の権利に「市民は、互いに対等な立場で市政に参画する権利を有する。」と規定しています。ここでは、この権利を保障する市長等の責務を規定しています。

第1項は、市民参画については、その方法として意見公募制度（政策の形成及びその実施過程において政策等の案を公表し、この案に対して市民から提出された意見を考慮して意思決定を行う制度で、一般的にパブリックコメント制度といわれています。）、審議会等の委員公募や会議の公開など、市民が参画するための制度や施策を講じ、市民参画を推進することを規定したものです。

第2項は、参画しなかった場合においても、参画しないことを理由として、不利益を被らないよう、配慮することを規定したものです。

(男女共同参画の推進)

第24条 市民、議会及び市長等は、男女が互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮することができるよう、男女共同参画を推進しなければならない。

【解説】

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけられており、また、第1次嘉麻市総合計画においても、男女共同参画の推進は重要な施策の一つとして位置付けていることから、ここでその趣旨を規定したものです。

(子どもの参画の推進)

第25条 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民、議会及び市長等は、子どものまちづくりへの参画を推進しなければならない。

【解説】

子どもは、将来の嘉麻市の大切な担い手との認識の下に、その権利などについて規定したものです。

第1項は、子どもは、まちづくりの重要な構成員であり、それぞれの年齢にあった関わり方で参画する権利を有することについて規定したものです。

第2項は、前項の趣旨を踏まえて、子どものまちづくりへの参画の推進を規定したものです。

(参画の対象)

第26条 市長等は、政策の形成及びその実施過程への市民の参画を保障するため、次に掲げるもののうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 計画の策定、変更又は廃止

(2) 条例の制定、改正又は廃止

(3) 施策の実施、変更又は廃止

【解説】

市民参画の対象となる事項及びその手法について定めたものです。

市長等が、自治の主体である市民の参画を保障するために、計画の策定、変更、廃止、また、条例の制定、改正、廃止、さらに、施策の実施、変更、廃止したりする場合で、市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に情報を提供してその意見を求めることを規定したもので、その方法については第27条に規定しています。

(参画の方法)

第27条 市長等は、市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等適当な方法により実施するものとする。

2 前項の規定により、市民に意見を求める場合における必要な事項は、別に定める。

【解説】

市民参画を推進するに当たって、市民に意見を求める方法を規定したものです。

第1項は、市政運営に関わる重要事項について、議会への提案やその決定に当たって、市民と

の情報共有や市民参画を推進するための代表的な制度の一つであるパブリックコメント（意見公募制度）をはじめ、アンケート調査、公聴会の開催、市民委員会等（特定のテーマについて参加者が自由に意見交換を行い、市に対してその成果を報告する市民参加の委員会や市と市民が意見交換を行う市政懇談会など。）について、対象となる事案に応じて実施するよう規定したものです。

第2項は、市民に意見を求める方法の代表的な制度であるパブリックコメント（意見公募制度）の手続きについて、別に定めることを明らかにしたものです。【嘉麻市パブリックコメント手続実施規程】

（協働の推進）

第28条 市民、議会及び市長等は、それぞれの役割と責任に基づき、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりを推進しなければならない。

【解説】

「協働」は、市民、議会及び市長等の三者が、まちづくりという共通課題において、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重し、対等な立場で連携、協力し合うことによって、その課題を解決し、目的を実現することをいい、三者は協働してまちづくりを進めることを規定したものです。

第8章 コミュニティ

（コミュニティ活動の尊重）

第29条 市長等は、市民が地域の課題に主体的に取り組むことを目的として形成された団体の活動（以下「コミュニティ活動」という。）の自主性及び自立性を尊重しながら、政策の形成及び施策を行わなければならない。

【解説】

コミュニティには、自らが住んでいる地域等を単位とした自治会など地縁的なつながりを持つ地域コミュニティと、共通の目的・使命を達成するために組織されたテーマコミュニティがあります。コミュニティを基盤とする活動、組織をどのように形成していくかは、市民の自主性と主体性に委ねられたものです。市長等は、コミュニティが市民主体の自治を推進し、多様な地域の課題を解決するために重要な役割を担うものであるとの認識の下、その趣旨を尊重し、市の政策形成をすることを規定したものです。

（コミュニティ活動の支援）

第30条 市長等は、コミュニティ活動に対し、必要に応じて支援を行うとともに、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。

【解説】

市長等は、コミュニティ活動に対して、側面から支援することになります。この場合の支援とは、活動場所や情報等の提供のほか、必要に応じて活動資金等の援助を行なうことなどを意味しています。また、多様な活動が連携していくために、活動間の情報の共有化やネットワーク化のために、必要な施策を推進していくことを規定したものです。

（学校と地域との連携協力）

第31条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

【解説】

従来から地域の防犯、環境美化や子どもの健全育成などの役割を担っている自治会などの地域コミュニティは少子高齢・人口減少の進行により希薄化しており、地域における自治機能が低下しています。そこで、自治会の範囲を広げた自治組織として、地理的条件など地域特性を共有する学校区単位を基本としたまちづくりが重要となっています。

第1項は、教育委員会は地域と一体となって特色ある学校づくりを行なうことを規定したものです。第2項は、教育委員会は地域と市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めることを規定したものです。

第9章 住民投票

（住民投票の実施）

第32条 市長は、市政に関わる重要事項について、広く市民の意思を把握するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとする。

3 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【解説】

住民投票とは、住民が直接投票によって市政に関する重要な問題について意思表示することを行います。

本条は、住民が投票によりその意思を直接表明する住民投票制度が、究極の参画方法との考えから、市政に関わる重要事項について市民の意思確認を行うことを目的とする住民投票制度の設置について規定したものです。一般的に、住民投票制度は、個別の案件ごとに住民投票条例を制定する「非常設型」と、あらかじめ住民投票に関する条例等を制定し、要件を満たすものであれば、その条例に基づき住民投票を行うことができる「常設型」の二種類がありますが、本条は、課題が生じたときに迅速な対応が可能となる後者の制度を設けるための規定です。

第1項は、市長が、市政に関わる重要事項について、広く市民の意見を把握するため、自らの判断に基づき住民投票を実施できることを規定したものです。

第2項は、住民投票の実施について必要な事項のうち、本条例に定めのない事項（投票資格者や、「市政に関わる重要事項」の判断基準、実施に関する具体的な手続きなど）については、別に条例で定めることを規定したものです。

第3項は、住民投票の結果については法的な拘束力はもたないため、投票の結果を受けて市民、議会及び市長等は、「尊重しなければならない」と定めています。市長は、争点となった事案に関する施策の実施に当たっては、市長の政治的責任の範囲で住民投票の結果を「尊重する」形で事務執行を行います。議会は、市長から提案された施策について議決や同意をするに当たって、議決機関としての政治的責任の範囲で住民投票の結果を「尊重する」形で審議し、採決することに

なります。しかし、これについては、議会における自由な論議についてまで拘束するものではありません。また、市民も、住民投票の結果を厳粛に受け止め、尊重することとしています。

(住民投票の発議及び請求)

第33条 嘉麻市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市政に関わる重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票の請求をすることができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を附けてこれを議会に付議しなければならない。

3 議員は、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 市長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が3分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

【解説】

第1項は、嘉麻市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者が、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求できることを規定したものです。

本項では、請求に必要な連署の数については、地方自治法第74条に規定する条例の制定又は改廃に係る直接請求制度に準じたものです。

第2項は、前項の規定に基づき住民投票の実施についての請求を受けた場合に、市長が行う手続を定めたものであり、地方自治法第74条に規定する条例の制定又は改廃に係る直接請求制度に準じたものです。なお、この規定により、住民投票の請求が、地方自治法第96条第2項の規定による議決事件となるものである。

第3項は、前項の規定により、住民投票の実施が地方自治法第96条第2項の規定による議決事件となることを受け、地方自治法第112条の規定の適用を受けて、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施の議案を議会に提出できることを改めて明らかにしたものです。

第4項は、第2項及び第3項の規定により提出された議案について、議会が住民投票の実施について議決をした場合、市長は住民投票を実施しなければならないことを規定したものです。

第5項は、第1項の署名に係る署名者数が3分の1を超えた場合は、第2項で規定する議会への付議をすることなく、住民投票を実施することを市長に義務付けたものです。

本項は、議会の議決を要件としない住民投票の実施を規定するものであり、より高い慎重性の確保が必要と考えられるため、必要とする連署の数は、地方自治法に規定されている直接請求権の中で、最もハードルの高い議会の解散や市長の解職請求に必要な数との整合性を図ったものです。

第10章 国その他の機関との連携

(国及び県との連携協力)

第34条 市は、国及び県と対等、協力の関係にあることを踏まえ、自らの公共課題の解決を図るとともに、市の自主的、自立的運営のために必要があるときは、国及び県に対して政策及び制度の改善等に関する意見、提案等を行うものとする。

【趣旨】

地方分権改革により、市は、国や福岡県と「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係となりました。市は「地方の政府」とも位置づけられ、住民にもっとも身近な基礎自治体として、自立を目指すとともに、国、県と対等、協力関係であるという立場で、必要な場合は、制度改革等を求めることを規定したものです。

（他の地方公共団体及び関係機関との関係）

第35条 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を尊重し、互いに連携し、協力して解決に当たるものとする。

【解説】

自治体運営を行なう上で、市単独で取り組むことが困難な課題や財政的に非効率な課題については、他の自治体と連携や協力を行なうことで解決を図っていくことを規定したものです。

共通課題、広域的課題を解決するための組織としては、複数の地方公共団体で組織する一部事務組合や広域連合などがあります。

（市外の人々との交流）

第36条 市民、議会及び市長等は、市外の人々とも積極的に情報交換をしながら交流を深め、その人々の知恵と意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

【解説】

市民生活の活動範囲は、日常的に市域を越えて広がっており、広域的な課題に対処し、まちづくりを行うためには、市民だけでなく、市外の人々とも交流し、市外の人々の意見を取り入れ、まちづくりに活用することが重要であるため、ここで規定したものです。

第11章 条例の見直し等

（条例の検討及び見直し）

第37条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念及び社会情勢に適合したものであるかどうかを検討するものとする。

2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

【解説】

この条例が嘉麻市の自治の基本ルールを定める最高規範であることを踏まえ、検討、見直しについて規定したものです。

第1項は、この条例の見直しについては、5年を超えない期間において検討、見直しを実施することで、時代の変化や社会情勢によって、条例の各条項が形骸化したりすることを防止するものです。

第2項は、前項の規定を踏まえて、この条例が本来の機能を果たしていない場合などには、見直しについて必要な措置を講じるよう規定したものです。

（自治推進委員会の設置）

第38条 市長は、この条例の趣旨に沿った自治の推進を図るため、嘉麻市自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) この条例の運用及び見直しに関する事項
- (2) その他自治の推進に関する重要事項

3 前項に定めるもののほか、委員会は、この条例の適正な運用及び見直しに関し、市長に意見を述べることができる。

（委員会の組織等）

第39条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地方自治に識見を有する者 3人以内
- (2) 公共的団体等が推薦する者 3人以内
- (3) 市民からの公募による者 6人以内

3 委員会の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

ここでは、第37条の規定を受けて、この条例の見直し等を行なう自治推進委員会の設置等について規定したもので、この条例の理念が他の条例等や具体的な施策、制度に反映されているかをチェックするとともに、社会状況や自治の推進の取り組み状況の変化に即応しているか検証し、必要な場合は、見直しを行なうことを規定したものです。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

嘉麻市自治推進委員会 会議予定

年度/月 審議内容	令和7年度		令和8年度				令和9年度			
	1月	2月	5月	8月	11月	2月	5月	8月	11月	1月
審議会等の会議及び会議録公開状況										
パブリックコメント実施状況										
嘉麻市自治基本条例見直し						答申				
嘉麻市自治基本条例運用状況										